

一介護サービスを利用する際の利用者負担割合について一

介護サービスを利用した際は、かかった費用のうち利用者負担の割合分を事業者に支払います。

三割負担

本人の合計所得額が220万円以上で、
さらに、課税年金等収入額が、同じ世帯に65歳以上の方が1人の場合は340万円以上、2人以上いる場合は463万円以上の方です。

二割負担（三割の対象とならない方で）

本人の合計所得額が160万円以上で、
さらに、課税年金等収入額が、同じ世帯に65歳以上の方が1人の場合は280万円以上、2人以上いる場合は346万円以上の方です。

一割負担

上記以外の方。
第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

月々の負担額の上限

月々の負担額には上限があり、これを超えると高額サービス費が支給されます。
月々の負担額の上限は、【一高額介護サービス費について一】をご覧ください。

「介護保険負担割合証」の交付等

- ・要介護認定を受けている方に交付します。
- ・期間は1年間となっており、毎年7月末に更新したものを交付します。
- ・利用者負担割合の欄により負担割合をご確認ください。
- ・介護保険被保険者証と一緒に保管し、サービスを利用する際に提示してください。

一高額介護サービス費について一

その世帯の所得等に応じ、月々の負担額の上限が設定されており、1ヶ月に支払った負担額がその上限を超えた分は、後で払い戻されます。

月々の負担額の上限

区 分		負担額の上限月額
生活保護受給者		15,000円
	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 課税年金等収入額が82万6千500円以下の方	15,000円
住民税非課税世帯		24,600円
住民税課税世帯		44,400円
が 現 い 役 る 並 世 み 帯 所 得 得 者 者	課税所得約145万円（年収約383万円）以上～ 課税所得約380万円（年収約770万円）未満	44,400円
	課税所得約380万円（年収約770万円）以上～ 課税所得約690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円
	課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円